

（午後1時00分 再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番4、21番 岡君。

〔21番（岡 弘悟君）登壇〕

○21番（岡 弘悟君）今回の質問は大題で二つです。通告に従いまして一般質問を行います。

大題の1番、アナフィラキシー補助治療薬エピペンの導入を。

エピペンは蜂刺傷、食物アレルギーなどによるアナフィラキシーに対する緊急補助治療薬として使用されています。使用に関しては、患者本人、さらに必要に応じ保育士、教職員も使用可能であることを踏まえ、子どもたちの命を守るために教育現場への導入と使用、知識向上のために講習を義務付けるべきではないですか。

実際、一般的に医療従事者でない人が、アナフィラキシーを起こしチアノーゼ状態であることを判断するのが難しいのは明白であります。ましてエピペンの使用判断を下すのは至難であると考えます。

しかし、蜂刺傷や食物アレルギーによるアナフィラキシー反応は、最良の条件でも救急車の到着と病院への搬送を待てない場合が多いと聞きます。このような場合、救命は現場に立ち会っている人に委ねられることになるでしょう。子どもたちの命をつなぎ守るため、エピペンの導入及び使用できる知識と勇気を備えるために、講習の義務付けが必要と考え、質問いたします。

①アナフィラキシー症状が確認された場合

のマニュアルは作成されていますか。また、緊急を要する場合、医療機関との連携はどのように行われていますか。

②現在までに教育機関内において、アナフィラキシー反応を起こした事例は確認されていますか。

③エピペンの副作用はいくつか報告されていますが、どういった症状ですか。安全性と緊急性を比較した場合、使用すべきなのか、医療の観点からお教えてください。

④導入と使用に関する知識を身に付けることが必要と感ずますが、教育現場ではどのように考えておられますか。

⑤現状、エピペンや関係医薬品以外での対応は困難と感ずます。早急に導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。

続いて、大項目の2番目です。差別化のために新たな地域ブランドを立ち上げるメリット。

本市の地域ブランドカアップのため、さらなる地域ブランドの開発、そして周知させていく広報手段の強化が必要と感ずます。地域ブランドといっても、現在、他の市町村でも多くの地域ブランドが立ち上がり、商品の差別化は難しくなっています。ただ単に地域ブランドとして立ち上げて、消費者にとって目を引くものとは言えなくなっているのが現状です。

そこで、他の地域で始められている試みの一つとして、厳格な審査と規格を独自に持ち、地域ブランド内の最高品質のものを新たな地域ブランドとしてネーミングすることにより、既存の地域ブランドの周知と価値の引き上げを狙う試みが行われています。つまり、地域

ブランドに付加価値を付けることにより、消費者にとって特別感があり、差別化が行われ、地域ブランドに含まれるものすべてに消費者側でのイメージアップが期待されるからです。

本市でも、地域ブランドの立ち上げを積極的に行っているのは理解いたしますが、ブランド力アップ、他の地域ブランドとの差別化のために、厳格な審査、規格を持った地域ブランド中の地域ブランドの立ち上げを行ってはいかがでしょうか。

以上2点です。明確な答弁よろしくお願いたします。

○議長（石橋英和君）21番 岡君の質問項目1、アナフィラキシー補助治療薬エピペンの導入に関する質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長（松田良夫君）登壇〕

○教育長（松田良夫君）マニュアルの作成と医療機関との連携についてお答えします。

各学校において、年度当初に食物アレルギーの調査を行っています。その中で、食物アレルギーを起こす可能性のある児童生徒を抽出し、各学校は保護者や主治医等と対象児童生徒の症状について協議の場を持っています。その協議に基づき、緊急時の対応について児童生徒ごとにマニュアルを作成しています。

また、緊急搬送要請の可能性のある児童生徒については、児童生徒名、疾病名、関係医療機関、症状等について一覧表を作成し、教育委員会、消防署等、必要部署で共有し、緊急時の対応がスムーズに行われるよう、万が一のために備えています。

次に、アナフィラキシー反応を起こした事例についてですが、現在のところは確認されていません。

次に、アドレナリン自己注射薬の使用についての知識の必要性ですが、アドレナリン自己注射薬が処方されている児童が在籍してい

る学校においては、毎年、使用方法について研修会を行っています。また、県教育委員会主催のアレルギーに関する研修会にも積極的に参加するよう指導しています。

次に、アドレナリン自己注射薬の導入についてお答えします。アドレナリン自己注射薬は、児童生徒のアレルギー症状に応じて医師から処方されるものです。食物アレルギーアンケート等で食物アレルギーがあると回答のあった児童生徒の保護者に対し、医療機関への受診を勧めるなど啓発を行うことにより、保護者の食物アレルギーに対する意識の高揚に努めてまいります。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（枘谷俊介君）登壇〕

○健康福祉部長（枘谷俊介君）アナフィラキシー補助治療薬エピペンのおただしについて、保育園、こども園での対応についてお答えします。

1点目の、アナフィラキシー症状が確認された場合のマニュアル作成についてですが、保育園、こども園でのアレルギー対応は基本的に厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき実施しており、特に配慮が必要な園児がいる場合に、園で園生活全般や緊急時の主治医との連携や救急搬送について、個別マニュアルを作成して対応しています。

2点目の、アナフィラキシー反応を起こした事例については、保育園、こども園ともに確認されておりません。

4点目の、エピペンの使用に関する知識を身に付けることについては、エピペンを処方されている園児が入園した場合に、保育士を対象に管理や取り扱い方法についての講習会を開催し、緊急時にエピペンを打つことのできる体制を整えています。

5点目の、エピペンの導入については、エ

ピペンは処方薬でございますので、園で預かる場合は園児に処方されている場合に限りま
すので、ご理解をお願いいたします。

○議長（石橋英和君）病院長。

〔病院長（山本勝廣君）登壇〕

○病院長（山本勝廣君）エピペンの副作用に
ついてお答えいたします。

主な副作用として、動悸、頭痛、めまい、
不安、振戦、過敏症状、吐き気・嘔吐、熱感、
発汗などが報告されており、取り扱い製薬会
社によれば、エピペンの使用后、次のような
症状が出た場合には使用をやめて、すぐに医
師の診療を受けるように勧められています。

①体動時の動悸、呼吸困難、起座呼吸。②呼
吸がしにくい。③脈拍数の増加、不整脈、動
悸。これらの症状はエピペン使用により、ご
くまれに起こり得るとのことです。

安全性と緊急性を比較した場合の使用につ
いては、患者それぞれに症状が違うので、エ
ピペンを処方した医師本人と事前に詳細な打
ち合わせを行い、発作が起こる前に緊急時の
マニュアルを作成するなど、適切な対処が必
要であると考えます。

○議長（石橋英和君）21番 岡君、再質問あ
りますか。

21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）答弁ありがとうございます。1番から順を追って進めさせてもら
います。

1番なんですけども、いい答弁いただいた
んですけども、各学校でそういった生徒がお
られた場合、個別ごとにマニュアルを作成し
て対応されていると。医療機関との連携も、
その子どもたちの症状により個別に対応を練
っておられるということなんですけども、こ
こで一点、ちょっとお聞きしたいんですけ
ども、個別マニュアルを作成した場合、その個
別マニュアルを理解されているというか、対

応される方というのは、その学校の教職員含
め、全員がその個別マニュアルを見られてい
るのかということと、とりあえず一点お聞き
したいんですけども、答弁お願いします。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（松田良夫君）学校ですので、担任
ないしは養護教諭が出張で不在という場合も
考えられます。緊急の場合、すべての教員が
そういった症状に対応できるよう、個別のマ
ニュアルについては全員で共有しています。
中身については。そして、常に保健室ある
いは教室、職員室で保管し、誰でもすぐ見
れるような、そういう整備をさせていただい
てございます。

以上です。

○議長（石橋英和君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

それで、保・幼・小で、例えば保育園、現
在のところ、お聞きしたところでは、保育園、
幼稚園を含め、エピペンを携帯されているお
子さんはいないと認識しているんですけども、
今、小学校で市内で5人かな、6名の生徒が
エピペンを携帯されているということなんで
すけども、これ、そういったおさんは、も
ともと保育所なり幼稚園なりでおられたと思
うんですけども、そういった場合というのは
小学校と保育園と連携して、まあ言えば、こ
ういった症状があるのでマニュアルを伝えて
いくというのかな、上に伝えていくというよ
うなことは、簡単に言えば、保・幼・小で連
携はそういったところではされてないん
ですかね。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（松田良夫君）児童がアレルギー症
状を有することについては、私どもの情報の
入手は3種類ございます。一つはアンケート。
これは、小学校あるいは幼稚園に入園・入学
するときにアンケートでお答えしてもらって

います。それともう一つは、保護者の申し出。私どもの子どもはこういう症状がありますから、園あるいは学校で注意してくださいという保護者の申し入れ。もう一つは、進学する際、幼稚園、保育所、こども園から進学する場合、その場合連絡をいただく。小学校から中学校へ行く場合も、その場合も連絡する。そういう形で、幼稚園あるいは小学校・中学校がアレルギー症状を有する子の情報をきっちりつかむという、そういう手法をとってございます。

○議長（石橋英和君）21番 岡君。

○21番(岡 弘悟君)ありがとうございます。

その講習に関してなんですけども、僕、ここで一番問題やと思っているのは、打ち方等とかいうよりも、結局は自分もそうなんですけども、チアノーゼ状態であるかどうかという判断を、果たして自分ら素人ができるのかどうか。もちろん、危険な状態であると認識できれば、エピペンを打つ打ち方さえ講習を受けていれば打てると思うんです。基本的には、太もものところに注射針のようなもので打つというふうにはなっておるんですけども、ただ、その打つ勇氣というのかな。例えばの話ですけど、AEDの場合は、使用が必要なければAEDが判断してくれますよね。AED自体がAEDを作動させるかどうかの判断を最終的にしてくれますよね。でも、こういった補助薬、エピペンは、本人が判断できない状態でいて、しかも周りでおる人間が判断しなければならないというところが、僕は非常に難しいと思うんです。使用方法の講習を受けても、いざ打てるかとなったとき、自分では非常に難しい。打つ勇氣というのは非常に要ると思うんですよ。そういう状態を判断できるための講習を僕は受けないといけないと思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（松田良夫君）学校現場におきまして、エピペンを処方されている子どもがおる学校については、保護者あるいは主治医と協議して、こういう症状になったときに、もうエピペンをすぐ打ってくださいと、そういうふうな指示をいただいております。本当に素人ですので、おただしのおとり、打とうか打つまいかと大きな迷いがあると思います。

例えば、一例ですけれども、東京の調布市ですか、間違っってチーズ入りのチヂミを食べた女児が、アナフィラキシーショックで死亡したという事例がございました。そのときも、エピペンを打つのが遅れた。それともう一つは、いわゆるアナフィラキシーショックの症状の子どもが便意を伝えたので、養護教諭が背負ってトイレまで運んだと。そのことが症状をさらに悪化する原因になったという、そういう報道がございました。ですから、アナフィラキシーショックの症状の子どもに対しては、足を上げて安静にするというのは、これは絶対必要な措置です。そしてもう一つは、エピペンをできるだけ早く打つ、これも大事な措置です。処理者に対しては。そういう講習を受けて、基本は自己注射薬ですけれども、児童が自分で打つのを判断するというのは無理ですので、いわゆるそういう情報を共有した教師がエピペンを使用するという、そういう前提をつくっていくことが必要ですので、そういう保護者、医師、そして職員全体、そういう連携をとっているというのが現状でございます。

○議長（石橋英和君）21番 岡君。

○21番(岡 弘悟君)ありがとうございます。

そこで、先ほど副作用についてお聞きしたんですけども、よくエピペンについて調べていくと、迷うんやったら打て。これが一番やということがよくうたわれています。

そこで、副作用について調べていくという
いるあったので聞きたいんですけど、例えば、
先ほど教育長もおっしゃられましたけど、素
人でアナフィラキシー状態が起こってチアノ
ーゼ状態であるかどうかというのは難しいと
思います。実際、アナフィラキシーを起こし
た場合に、症状が軽いのか重たいのか、子ど
もに意識があっても急に悪くなる場合もある
し、そういった場合、これは完全にアナフィ
ラキシー症候群を起こしてるんやなと思った
時点で打つべきなんでしょうか。病院長、僕
はそこが一番気になるんです。もう、迷った
ら打てと言われてるので、これはアナフィ
ラキシーやと認められる場合は打つべきなん
でしょうかね。

僕がそれについて思うのは、打つことによ
っての副作用のほうの方が怖いのであれば、人間
というのはやっぱり迷ってしまいますので、
その辺が一番、教職員にとっても打つことへ
のためらいにつながると思いますので、実際、
迷ったら打てというふうにはなってるんでき
ども、事実どうなんでしょうか。

○議長（石橋英和君）病院長。

○病院長（山本勝廣君）確かにおっしゃると
おり、そういったことで迷うことはあるかと
思います。それで、先ほど教育長がおっしゃ
られました、去年12月に東京で女兒が亡くな
ったという事例を受けて、小児アレルギー学
会が、そういったことをもう少し具体的に、
学会としてエピペンを打つ判断基準を示そう
ということで、この7月に出ました。その一
つの症状があれば使用するというので、消
化器の症状としては、繰り返し吐き続ける。
持続する強いお腹の痛み。呼吸器の症状と
しては、喉や胸が締め付けられる。声がかす
れる。犬がほえるようなせき。持続する強い
せき込み。ぜいぜいする呼吸。息がしにくい。
全身の症状としては、爪や唇が青白い。脈が

触れにくい。不規則。尿や便を催す。意識が
もうろうとしている。ぐったりしている。こ
ういった一つの症状でもあれば、迷わず打つ
ということでございます。

○議長（石橋英和君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

やはり、迷ったら打てということだとは思
うんですけども、病院長、もう一個、ちょっ
と勉強不足で申しわけないんですけども、こ
のエピペン個人に処方箋があって、そして
処方されるお薬ということで今お聞きしたん
ですけども、これはもちろん、使用量に個人
差というのはあるんでしょうか。

○議長（石橋英和君）病院長。

○病院長（山本勝廣君）体重によって2種類
あったかと思います。ちょっと私、その体重
の量に関しては正確には覚えてませんが、2
種類のエピペンがございますので、それによ
って使い分けるということです。

実際に処方するときは、パンフレットなり、
あるいはDVDと一緒に渡して、それはもち
ろん患者さんやご家族、それと学校の先生な
りという、この知識を共有していただいて、
これを使用していただくというように、当病
院では薬局から指導するようにいたしてお
ります。

○議長（石橋英和君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

そうした場合、今現状、例えばアレルギー
というものは、恐らく万人がどこかで持つ
ているもんやと思います。気付かないだけ
で、実際はどこかで、自分の知らないところ
でアレルギーがあったりだとか、子どもた
ちの中にも知らない子どもたち、もちろ
ん親御さんの中にも知らない子どもたち
がいて、食物アレルギーの場合は、ご家庭
のほうでだいたい食べ物を食べているう
ちに、うちの子はこんなアレルギーある
んやなというのが多分わか

ると思うし、きつい場合は病院に行かれていますと思うんですけども、僕、一番気になるのは、蜂に刺された場合とか、例えば毒性の強い蜂に、1回目はええけども、2回期間短い間に刺された場合、これはアナフィラキシー症候群を起こす場合がありますよね。こういった場合、実際のところを言うと、エピペンが使用できれば一番いいんですけども、現状のお話を聞くと、エピペンは個人により処方されるもので、それを他人に汎用はできないということの認識でよろしいんですかね。例えば、それが学校でエピペンを使用されているお子さんがいて、学校に常備されている場合もありますよね。それを他人に打つことはできないという認識でよろしいんでしょうか。

○議長（石橋英和君）病院長。

○病院長（山本勝廣君）私は、個人に処方されたものは他人には使用できないと判断していいかと思います。

○議長（石橋英和君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）当然そうなんですけども、そこでやっぱり一番気になるのは、やはり親御さんたちに、蜂に刺された場合というのはアクシデントなので、皆さんエピペンを購入されるというのは不可能やと思います。ただ、食物アレルギー等においては、先ほど教育長もおっしゃられましたけども、実は隠れてアレルギーを持っておられる方がおるということを、やっぱり啓発によってさらに認識してもらおうというのは本当に必要やと思うんです。現状もされていると思うんですけども、実際、子どもたちが大きくなるにつれ、違ったアレルギーが出てきたりもいたしますので、入学時に行っているというのではなくて、ある程度の学年ごとには行ってはおられないんでしょうか。例えば、1年生の時になかったアレルギーが3年生になって出てき

たとか、そういった事例もあると思うんですけども、そういったことは行われておられないんでしょうか。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（松田良夫君）エピペンを処方されている児童につきましては、医師の診断によりまして、学校生活管理指導票、これはアレルギー症患者用という、その書類を出してもらいます。その書類に基づいて、その子への対応を学校できめ細かく決めていきます。そして、症状が変わったら、このいわゆる管理票については、基本的には年度更新することに出してくださいよと、そういうお願いをし、その子の加齢とともにどう変わっていくかについても、学校で把握できるような対応をしてございます。

もちろん、保護者にも子どもの様子が変わったことがあったら随時ご連絡いただいて、新たな対応を工夫していくという、そういう体制もとるようにしてございます。

○議長（石橋英和君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

自分が思っていた以上に、きめ細やかに対策されているというのは非常にうれしい驚きなんですけども、子どもの命を守るために、教育現場で働いている方がそういう対策をとられているというのは、もちろん当然なことだとは思いますが、やっぱりいつ何どき起こるかわからない症状に関して、例えばなんですけども、今、エピペンを携帯されている方が6人いらっしゃるということなんですけども、その中で、エピペンをほとんどの児童は持ち歩いているとは思いますが、学校に携帯されているという方はいらっしゃるんでしょうか。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（松田良夫君）その6名の児童は、毎日エピペンを持って登校してきます。保管

方法としては、保健室、職員室、あるいは本人のかばんの中、それを全員の教職員がその保管場所について把握しているという状況です。

先ほど答弁させていただきましたように、学校でこのエピペンを使用したというケースは今のところございません。一番学校で気を配っていることは、いわゆるアレルギー食材を口に入れない、入れさせない、そういう取り組みで、こういうアナフィラキシー症状の起こらない、あるいはエピペンを使用する事態を招かない、そういう前提で、そういうところを一番大事に取り組んでいただいているというのが各学校の状況です。

○議長（石橋英和君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

そこで一点気になるのが、その子どもさんたちが、エピペンをもし携帯忘れた場合、そういった場合の対応というのがちょっと気になるんですけども、エピペン自体、保険の適用にはなっただと思うんですけども、だいたい8,000円から1万円ぐらいかな。結構高額なもので、しかも使用期間が限られていると。結構短いんですね。そしたら、学校で携帯する場合、親御さんは二つ買わなあかんという場合が発生して、しかも使用期間が短いので、買い替えるときに二つ買うというのはかなりの出費になってしまいますよね。こういった場合、エピペンを学校に置く分を、親御さんの負担が少ないように学校側で購入するというのは不可能なんではなかね。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（松田良夫君）現状では、そういう対応については考えておりません。忘れずに携帯してくださいと、そういうお願いで対応している状況でございます。

○議長（石橋英和君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

もちろん、自分の命、子どもたちの命、自分の命にかかわるものですので、なかなか忘れるということもないかもしれませんが、でも実際、事故というのはいろんなことが重なり合って最悪のことが起こりますので、今後の課題として、そういったこともちょっと視野に入れて検討していただきたいと思えます。これは要望です。

自分、ちょっと勉強不足で、最後のこの5番なんですけども、先ほど答弁いただいたように個人によって処方されるもので、なかなか学校で常備薬として導入とかは今現在のところ難しいということは理解しました。自分がちょっと勉強不足やったかなと思えます。

ただ、今後については、やはり自分自身もこのエピペン、先ほど言いましたけども、蜂刺傷の場合とかに起こり得るアナフィラキシーに対しては、やはり現状のままでしたら処置のしようがありませんよね。そしたら自分自身も教育機関にどういった形で導入できるんかわからないですけども、またいرونなどで要望を上げさせていただこうと思えます。

ただ本当に、今、教育長からお話をお聞きしましたけども、マニュアル等含めて、現状今できることをやっていたらいいんやなという認識で、非常に良かったと思えます。

ただ、今、この食物アレルギーというのが多肢にわたっています。本当にいرونなところで、起こってはいけない事故が起こってしますので、これからこのエピペン、特にそれを扱う教職員、子どもたちの命を守る教職員の方々というのは、このエピペンを打つタイミング、打つかどうかというのを本当に直面したときに、打たなければいけないという認識のもとで勇気をもって打たなければいけない現状が来たときに、やはりちゃんとした講習を受けて、そして、そのショック状態が本当

にこれがチアノーゼ状態であるのかというのも含めて、先ほど病院長からも、この中の一つの症状が出た場合に打たなければいけないというのも、それをすべて教育現場で浸透していただいて、今後もこの子どもたちの命を守るために、組織づくりと、そしてエピペンというこの薬が、本当に子どもたちの命をつなげると思っていますので、教育現場に浸透できるようによろしく願いいたします。

以上で1番の質問を終わります。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目2、新たな地域ブランドの立ち上げに関する質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

〔経済部長（大倉一郎君）登壇〕

○経済部長（大倉一郎君）議員おただしの、地域ブランドについてお答えします。

農業分野の柿については、和歌山県を通じ中国にトップセールスを行うとともに、東京、名古屋、大阪の量販店にもトップセールスを行っているところです。

本市の柿の刀根早生において、紀北川上農業協同組合が「腕自慢」というネーミングでブランド化を進めており、農家からの参加申し込み後、JA職員の営農指導員の指導により生産し、園地確認野帳による確認、配合肥料の使用、ハク皮の実施、マルチ被膜の実施などを行い、JA本店で合否判定を行う生産管理体制により生産された刀根早生で、着色がすぐれている、等級は青秀以上、大きさはLサイズ以上などとなっています。札幌及び東京市場へ出荷しています。

また、養鶏については、個人養鶏農家がブランド卵の「かぐや」を出荷しています。

ブランドとは、消費者から得ている高い評価のことであり、販売量を増やすことではなく、ブランド化することは、商品の品質や付加価値などでプレミアを高め、利益率を上げ

ることであると考えています。

そのため、本市における地域ブランドの立ち上げについては、事前に入念なリサーチを行い、商品としての優位性や地域の独自性を確立しておかなければならないと考えています。

次に、商工部門での地域ブランドの確立も、農産物と同様に、産地間競争や安い輸入品に負けないために、付加価値を付けて製品を差別化することが重要です。そのためもしっかりとしたセールスポイントを持った物づくりと、消費者から安全・安心で信用される産地づくりを強化し、情報発信を活用した地域ブランド販売戦略を構築することが必要であると考えます。

現在、本市の伝統産業であるパイル織物及び紀州へら竿は、世界的に見ても非常に品質の高いものを生産していますが、製品または地域ブランドとしての認知度がまだまだ低いのが課題です。

議員ご提案の、新たな地域ブランドを立ち上げ、高品質である証明のネーミング認定PRは、商品付加価値を上げ、購買促進には重要であると考えます。しかし、既存産業を活用した新たな地域ブランド化と商品認知には、事業者などの積極的な自助努力が必須となります。本市では、積極的かつ真摯な事業者に対して、行政が何を支援できるか検討してまいります。

最近の本市がかかわる商品ブランド化及びその商品の販売PR取り組み例として、代表的なものに、まず国の伝統工芸品となった紀州へら竿があります。平成26年度から伝統証紙を製品に張り、伝統的工芸品である付加価値をもって他製品との差別化をしてまいります。紀州へら竿製品に国の伝統的工芸品である旨の表示を行うことにより、消費者に適切な情報を発信するとともに、紀州へら竿の品

質の維持、ひいては製品販路拡大、売り上げ増額につなげてまいりたいと考えています。伝統証紙を表示するためには、組合が定めた検査方法及び検査基準の規定に基づき、(仮称)紀州へら竿品質検査委員会の検査合格認定を必要とする予定です。

商品ブランド戦略の他の例として、次に、パイル織物があります。現在、欧米有名アパレルメーカーの信頼性が高い高品質な生地の産地でありながら、完成品としての商品がないため、知名度が実績以上に低いと考えられます。現在これを解消するために、実績を生かした最終製品の商品化に取り組んでいます。高野口パイルの高度技術を生かした新たなブランド商品を製造し、アパレルに限らず、産業資材をも視野に入れて、多様化する消費者ニーズにこたえられる事業者支援を行いたいと考えます。今までの大量生地出荷から、多様性少量生地出荷へと製造販売体制を構築し、高野口パイル産地ブランドの産業振興に協力してまいります。

本市では、これらの伝統産業に限らず、前向きな事業者の商品ブランド化の取り組みに対して、物産展等を通じたマーケット調査や商品PR、販路拡大等の協力を積極的に行いたいと考えています。

○議長(石橋英和君) 21番 岡君、再質問ありますか。

21番 岡君。

○21番(岡 弘悟君)ありがとうございます。

この地域ブランドの立ち上げについて思うことなんですけども、答弁でもあったんですけども、積極的な事業者がいた場合、それを手伝っていきませんかとか。それが行政の仕事じゃないかなとかという趣旨の答弁をいただいたんですけども、実際、地域ブランドの中の地域ブランド、今ちょっとはやってるんですけども、例えばここに宮崎地

鶏の、これはホームページでとってきたんですけども、これ、全部こういった基準を決めているのは、地域の産業を進める、結構行政がやっているところが多いんです。

先ほど部長も答弁いただきましたけども、この狙いというのは、例えば、全体的な品目にその名前を与えるのではなくて、その全体の中の1割のいいものに、厳選されたいいものに名前を付けましょうと。その厳選する基準というのは、別に行政がつくるわけでもないんですけども、その中で働いている方ももちろん巻き込んで、行政が主導となって、こういったものをつくっていきましょうというふうにやっているところがほとんどなんですけども、この狙いというのは、その1割の物産品、もちろん工業製品も含まれますけども、によって名前を牽引してもらおう。つまり、全体のイメージを上げるために、その1割をブランド化していくというのが、今、全国的、一部ですけども始まっている地域ブランドの差別化の一つなんですけども、その中で、やはり本市もそうなんですけども、自分らがまちの中で仕事をしていて、自分らでブランドを立ち上げて、なかなか全国発信していくというのは非常に難しい。やはり、その販路となるのは、アピールできるというのは、行政の部分であったり、もちろん行政だけではないですけども、そういった部分が本当に必要になってくる。昔みたいに行政のやるべき部分、民間のやるべき部分という垣根が実際低くなってますよね。実際、市民協働参加型社会というふうに行政がおっしゃるように、行政も逆に市民のほうへ参加していくという形を取らざるを得ないのが、今の行政の流れやと思います。

だから、明確に、それは行政がやるべき部分、いや民間がやるべき部分やというところの垣根が薄くなっている今、橋本市、例えば

本市にとってプラスになることは、やはり民間であろうが行政であろうが関係なく僕はやっていくべきやと思うんです。もちろん、今、部長の答弁はやらないと言うてる答弁じゃないんで、やっていただけるというのは十分認識しているんですけども、やはりやるんだしたら、僕は徹底的にやるべきやと思うんですよ。きっちりとした企画を持って、きっちりとして、例えばそれが農産物であったら、JAを含め、その農家と話をし、きっちりブランド化していく。そのブランド化をしていったことによって、じゃあ流通はどこにターゲットを絞るかということまでをきっちりとして作り上げていくのは、それは僕、地域の事業主だけができることではないと思うんでね。

だから、今自分が本当に思うのは、この地域ブランドを立ち上げるというのは、本当に狙っているのは1割のターゲット。ちょっと話長くなりますけども、東京圏で今、地域のブランドの付いた野菜をレストランで出しても、お客さんは注文しないといった現象が、全体違いますよ、僕の聞いたお話の中では起こっているらしいです。それはなぜかということ、例えば、何々産の野菜という名前じゃなくて、何々産の何々ブランドの野菜ということまで付けると、お客さんの注文が増えるらしいです。それはなぜかということ、特別感があるから。それは、実際流通しているのは1割ぐらいしかないんですよ。実際はそれだけ品質高いものが流通できるはずがないんですよ。でも、その1割によって、その名前によってネームバリューがあれば、その生産の、例えば言葉は悪いですけども、B級品まで牽引されてしまうんです。

実際、マンゴーなんかもそうなんですけども、自分もインターネットで買うたりするんですけども、名前は伏せておきますけども、百貨店で有名なマンゴーを買うと何千円かし

ますけども、インターネットで、形が悪くて小ぶりな、商品にならないものが一箱20個近く入っていて数千円で買ってしまうんです。でも、製品としては僕らそのネームバリューがあるので、そんなものがこの値段で買えるんやったら、まあおいしいやろうから買ってしまおうかなと行って、結局その1割のものに牽引されて買ってしまうんです。

それが、この地域ブランドの中の地域ブランドをつくることの狙いなんですけども、やはり、今後この行政の仕事とか役割としては、その地域ブランドの掘り起しをすべきやと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（大倉一郎君）今おただしの商品の差別化というようなことで、付加価値を付けながら、例えば、柿が全体的に多いという形に、橋本市は柿が有名でございますけども、そのうちの1割でも付加価値を付けて、今「腕自慢」というような形で農協が出荷を行って、販売をしているところでございます。

また、先ほどもお話をさせていただきましたけども、卵では「かぐや」というようなブランドの卵として出荷をしております。

また、商工部門におきましては、クールビズの秋冬版というような形でウオームビズというような形で、暖かく働きやすい服装の取り組みということで、例えば女性の首巻きを高野口のブランドというような形で、また、マフラーとかベスト等の商品もつくっていくということで聞かせていただいております。

商品の付加価値を上げることにつきましては、同じ商品でも差別化をするということにもつながってくるんですけども、商品をつくっている方の努力、自助努力が商売の仕方にもつながってくるのではないかなと考えております。

市におきましても、何か支援できるかどうかというのを調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（石橋英和君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

ただ、ちょっとかみ合わないかなと思うんですけど、地域ブランドをつくっていく、今「腕自慢」とか「かぐや」というお話をいろいろ聞いて、もちろんそれは、自分も商工会やらしてもうてるし、いろんなお名前も聞くと、今、橋本市の至るところで、そういったブランド化を進めていっているというのは理解はしているんですけども、行政が主体となってブランド化を進めていっているものがないのではないかなというのが疑問というか、自分の中では、やっていったらどうなんかなと思います。それは、行政がやるべきことなんかなんかどうなんかなというような問題ではなくて、それは本市にとってプラスになるからやったらどうなんですかということを提案させてもらってるだけなんです。

例えばイメージ的に言うと、その1割のものしか商品化にならないんやから、まあ言うたら差別化を行って、ちょっとはねてるみたいな感じになって、イメージ悪いように思うかもしれないんですけども、そうじゃなくて、その1割でイメージが上がるのであれば、全体の利益になるんじゃないかなという考え方で質問させてもうてるんです。それを行政主体で基準を決めたらどうですかということを自分は質問させてもうてるんですけど、例えば、ここ、「宮崎ワンタッチきゅうり」ってあるんですけども、これは商品ブランドの認定基準等とちゃんとネットでうたわれておるんですけどもね。商品ブランド認定基準、ワンタッチ箱詰め。圃場内で箱詰めされてますよと。あと、製品の予冷、保温の実施もしている。つる下ろし栽培でA品以上とか、こうい

った基準を自分らで決めて、そんでより分けて、これを「宮崎ワンタッチきゅうり」ということで売り出しているんですけども、これも本当に宮崎産のきゅうり全体にとったらイメージアップになりますんでね。こういったことを、行政主導でやっていったらおもしろいんじゃないかなと思って質問させてもらったんです。

例えば京都なんかは、京都はマークまでつくっておるんです。ブランド品の。京都が認定してるよと。これ、まあ言うたら、京都の京野菜とか、いろんな京のブランド商品のマークとって、これは京都府のホームページですよ。京都府が認定してやっているんです。だから、行政がこういうことをやって、ちょっと民間に食い入る形になるんかなという意識もあるかもしれませんが、全国的にこういった動きが広まっていますので、ぜひとも橋本市、どんどんこれから、先ほどから皆さんオリンピックのお話も出てたし、どんどん日本にも外国の方がいらっしゃるんやから、どんどんアピールできる機会やから、7年後とはいえ、今からこうやってブランドの野菜をどんどん関東圏に売り込めば、外国人の方の口に入る機会も増えますのでね。そのときにブランド力というのが本当になかったら、他の商品との差別化ができないと思うんです。

その手助けを行政主体となってやっていたきたいので、今後の課題にはなると思うんですけども、こういった形で橋本市ブランドの立ち上げというのを一度検討していったら、僕は非常におもしろいことやと思います。それは、橋本市にとって、何かマイナスになるんかということは一切ないし、本市にとって、すべての産業においてプラスになることやと思いますので、ただ、厳選していくという基準づくりが一番難しい。その部分においては、行政主体になってやっていくんかどう

かという難しい部分はあるんやけども、ただ、ブランドの立ち上げにおいては、本市が中心になってやっていったらおもしろいと思いますので、これ、要望になりますけども、今後、これ、また一回検討してもらって、実現に向けてやっていただいたら非常におもしろい活動になると思いますので、要望ですけども、よろしく願いいたします。

これで一般質問2点、終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（石橋英和君）21番 岡君の一般質問は終わりました。

この際、午後2時5分まで休憩いたします。

（午後1時50分 休憩）